

大 博物館だより

No. 13
1995. 3

津山郷土博物館



軒平瓦 美作国分尼寺跡出土 津山市教育委員会蔵

美作国分尼寺跡第5トレンチ第IV層から出土したI A型式の完形軒平瓦である。瓦当面上玄幅266cm、同下玄幅271cm、同弧深さ74cm、同厚さ50cm、全長348cmを測る。顎は曲線顎で幅26cmの顎面を持つ。凹面には細かい布の圧痕が付着するが、瓦当面よりの約3分の1は向かって左方向、左側部は狭端方向、右側部は瓦当面方向、狭端部は瓦当面に向かって右方向のへら削りが施される。また、両側縁は狭端方向のへら削りにより面取りされる。凸面は縄叩き目が施されたのち、瓦当面よりの約2分の1を狭端方向の縦ないし斜めのへら削りが施される。その際、補助的な斜め方向の縄叩きがなされる。両側面にも狭端方向のへら削りが施される。胎土は1~4mmの白色砂粒を多く含み、青灰色で焼成堅緻である。

瓦当文様は均整唐草文で内区中央に中心飾りを置き、その左右に3単位ずつの唐草文を配する。外区

には2重の弧線をめぐらす。美作国分寺跡I A、美作国府跡I aと同范、平城宮跡6663Cと同文である。美作国分尼寺跡軒平瓦の中で最も形式的に廻り、その創建時に使用されたと考えられる。

問題はこの瓦の年代観である。その祖型となった平城宮6663Cが平城宮から恭仁京に遷都された745年以後まもなく製作されたと考えられているところから、それと酷似する本瓦もほぼ同様の8世紀中葉に位置づけることが一見可能のごとくである。ところが、本瓦は美作国府跡I aと胎土・焼成が異なるとともに、顎面幅が国府が14mm程であるのに対し、本瓦は26mmと明確に形式を異にする。この形式差を時期差と解してよければ両者の関係は国府が古く本瓦が新しくなる。これら三者の関係をいかに理解するか、平城宮瓦編年の再検討を含めて今後の大きな課題といえよう。

城下町の魚商い

1 はじめに

城下町の商人や職人には、同業同職がひとつの町に住むという職業別住居区分があったとされる。津山の城下町においても、そうした形態はあったと思われるが、元禄以前に既に崩壊のきざしが見られる。そうした中で、職種と町の一体性が、意識の面でも職業実態の面でも、後々まで比較的長く続いたのが魚商いを独占していた新魚町である。

しかし、その新魚町も他町における魚商いが活発化し、やがて「町内も往々町号而已相残候様成行可申哉与甚歎ケ敷儀」になっていくのである。

城下町全体が古い殻を破りながら変化していく中で、城下町における魚商いがどのような変遷をたどったのか、新魚町を軸に概観してみたい。

2 新魚町独占の危機

森氏の城下町建設以来、魚商いは魚町居住の商人に限られ、後には、城下町の拡大に伴い新魚町が形成された。そして、旧魚町が元魚町の名で残ったことはよく知られている。

松平藩時代の新魚町の魚商いに関する資料で古いものに、享保5年(1720)9月の触書きがある。これは、新魚町から、他町における塩魚・干魚の商いを禁止するように願い出たことに対する藩の回答であり、鯉節・鯛など特定品目の販売は他町にも認め、塩魚・干魚の販売は新魚町に限定するという内容である。ただし、魚の煮売りは全町に認めている。

これは、城下町における魚商いを新魚町に限定するものであるが、そのことが逆に他町での魚類販売の存在を示しており、また乾物などは品目により他町での自由販売が認められていることが分かる。

しかし、享保7年(1722)2月、突然魚商いを解禁として、惣町御免とされる。これは、画期的な変化であるが、その事情は分からない。

しかし、この魚類の自由取引政策は、わずか6年で再度変更される。享保13年(1728)7月、新魚町からの要望により次の様な触書きが出されたのである。

1. 他所より持ち込みの塩魚・干魚を新魚町以外で販売する事は禁止。

1. 鯉節・ごまめ・あみ・鯛は勝手次第。

1. 盆前と師走には、新魚町から仕入れたものを振り売り・辻売り勝手次第。

1. 新魚町から仕入れた魚を在方の町へ持ち込んで販売自由。

これは、新魚町の独占体制を復活するものであり、魚流通の一元管理が目指されている。同じ内容の触書きがその後も度々出されており、城下町での魚販売規制の弛緩や、そうした状況に対して規制強化を望む新魚町からの強い要望の存在が推測できる。

しかし、こうした他町の動きとともに、新魚町内部では、仲買の新たな動きが見られた。彼らは、問屋に多額の未払い代金を残しながら、備前や片上の魚荷主と直取引を行い、魚問屋を要とする流通経路の崩壊に一役かっていたのである。

3 新魚町以外の魚流通

新魚町以外の他町における魚類販売を支えていたのは、新魚町を通さない流通経路の存在である。

宝暦2年(1752)6月には、魚荷宿が新魚町以外の商人に魚類の販売をさせているとして訴えられている。この魚荷宿というのは、外部から城下町に魚を持参した商人などが宿泊したものと思われるが、単なる宿泊施設ではなく米買い宿のように外部商人と城下町問屋との仲介役を果していたようである。

こうした流通経路は陸荷と考えられ、寛政2年(1790)2月には新魚町魚屋による魚陸荷運上の取立が新たな問題となっている。従来運上が掛けられていなかった陸荷にも運上を掛け、新魚町で取立をしようとしたのである。また、船頭が個人的に持ち込む魚類は口銭を取っていなかったが、寛政12年(1800)から新魚町で口銭を取始めた処、船頭からの訴えで翌年には中止された。

こうしてみると、城下町に魚が入ってくる道筋は、正規の道筋として大量に取り扱われる船荷の魚と、少量の陸荷魚および船頭の持ち込み魚の三通りがあったことが分かる。新魚町の魚屋にしてみれば、例外無くすべてを掌握し、新魚町の管理下におくことを目指しているが、藩の政策は大量の物資に対する統制にあり、少量の移動は自由にさせようとしていた。

このような、いわば流通の抜け穴の存在が、新魚町を通さない城下への魚流入を促進しており、天明8年(1788)には林田村や東新町で魚店を出す者ま

で現れている。

4 魚会所の設置

こうした流通経路の混乱に対するため設けられたのが魚会所である。藩は文政6年(1823)7月に魚会所を置き、以後すべての魚は直売買を禁止され、魚会所を通すこととなったのである。この魚会所の設置は、手数料である口銭を取ることが主要な目的となってしまったが、藩権力による口銭徴収効果は大きく、その割り戻しを受け取る仲買にとっては一面で好ましい制度であった。

しかし、藩は文政10年(1827)2月に突然魚会所を引き払い、魚類の扱いは以前の通りとした。魚会所の業務は、そのほとんどが問屋の業務に含まれるものであり、問屋体制が確実に機能していれば、本来必要のないものであった。その意味では廃止してよい性質のものであったが、一貫性のない藩側の姿勢は混乱を招かずにはおかなかった。

5 魚問屋と魚仲買

天保10年(1839)、魚仲買は魚会所廃止後の状況が乱れ「御会所御引払後猶他町勝手儘直売買追々増長仕候趣」があるとして、魚類一切町内の問屋を通すべき旨の願い書を町奉行に提出している。これは、仲買にとって大きな変化というべきであろう。全体として新魚町が魚類販売の実権を握っていた段階では、仲買は問屋との関係を離れて、自らが直取引の道を進もうとしていたのだが、他国商人の入り込みや、他町での直取引による魚類販売の増加という事態に直面する中で、それまで自らが打ち破ろうとしていた問屋を軸とした保守的な体制に戻ることを望んでいるのである。

そして、更に危機感を覚えた仲買は、天保14年(1843)、問屋とともに再度新魚町による魚類販売の独占を願い出たのである。

この願い書によれば、彼らにとっての大きな脅威のひとつに魚陸荷があげられている。それ以前新魚町が実質的な独占状態にあった段階では、陸送された魚は経費が嵩み、商売としては成立しにくかったため、陸荷もたいした量ではなかった。ところが、他町における魚商いが活発となり、それを支える需要が生まれてくるに従って魚相場が上昇し、経費のかかる陸送の魚でも商売として成り立つようになったのである。さらに、他国商人の入り込み、雑穀問屋・魚煮売り屋の規制品目を越えた商売など、仲買

の権益が大きく失われつつあった。

こうしたことから、原則として魚類一切魚問屋を通すこと、他町における雑魚売買の場合も新魚町から卸すことを、仲買・問屋連名で願い出たのである。そこでは、従来は含まれていなかった魚陸煮も問屋に入れることを要求している。

こうして、新魚町における魚類販売の独占を確保した上で、利益の大半を占める口銭に関しても、問屋・仲買・他町雑魚販売商人の取分を定め、月3回の決算によって支払の滞りをなくそうとしている。

この要求は町奉行の決定によりほぼ認められた。しかし、この一見理想的なシステムは、問屋の安定経営の維持がその前提であり、これなくしては成り立たないシステムである。ここに大きな落とし穴があった。問屋経営の不安定要因の最大のものは、仲買の支払い停滞である。これは、それまでも度々問題とされており、そのために問屋を廃業した例もある。また嘉永2年(1849)には、備前の荷主から、問屋からの支払が停滞して困るため荷主からの口銭を3割増しにするので停滞しないようにして欲しいとの要望が出されている。荷主してみれば、口銭の大半を仲買が取るため、問屋の取分が少なくなり、支払いが遅れているのではないかと見ているのである。

このように、魚問屋経営の不安定さは、口銭の配分比率の問題と仲買からの支払い遅延ということが大きな原因であり、結局この点についての改善がなされない限り、新魚町による魚類販売の独占と新魚町経由での安定した魚供給の実現はあり得なかったのである。(尾島 治)

平成7年度 博物館友の会 会員募集中

◇会員になると…

- 1 博物館の常設展・特別展が無料で観覧できます。
- 2 博物館主催の「美作の文化財めぐり」(年4回開催)に参加できます。
- 3 「博物館だより」や講座・講習会など博物館に関する情報をお知らせします。
- 4 津山洋学資料館・津山弥生の里文化財センターの入館料が割り引きされます。

◇会員になるには…

- 1 申込資格 どなたでも会員になれます。
- 2 会費 一般1,000円、中学生以下500円です。
- 3 申込方法 住所・氏名・年齢・性別を明記し、会費を添えて直接か現金書留でお申し込みください。

平成7年度 博物館行事予定

行事名 日程	展 覧 会	近 世 文 書 入 門	古 文 書 講 座 A	江 戸 日 記 を 読 む	古 文 書 講 座 B	夏 休 み 子 供 歴 史 教 室 弥 生 土 器 を つ く る	美 作 の 文 化 財 め ぐ り (友 の 会)	江 戸 一 目 図 屏 風 特 別 展 示
H7 3	企画展 津山の須恵器 3. 18 4. 23							
4								
5		● 5.25	● 5.10				● 5.21	4.27 5.28
6		● 6.29	● 6.14					
7		● 7.27	● 7.12			● 7.25・26		
8						● 8.22		
9		● 9.28	● 9.13				● 9.17	
10	特別展 美作国府跡 10. 7 11. 12	● 10.26	● 10.18					
11		● 11.30	● 11.8				● 11.19	11.16
12								12.17
H8 1		● 1.25	● 1.10					
2		● 2.29	● 2.14					
3	企画展 正岡子規と大谷是空 3. 16 4. 21	● 3.28	● 3.13				● 3.3	
4								

- 開館時間 午前9:00～午後5:00
- 休館日 毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日 その他
- 入館料 小・中学生 100円 (80円)
高校・大学生 150円 (120円)
一 般 200円 (160円)
※ () は30人以上の団体

大 博物館だより No. 13
 発行年月日 平成7年3月31日
 編集・発行 津山郷土博物館
 〒708 岡山県津山市山下92
 TEL(0868)22-4567 FAX(0868)23-9874
 印刷 (株) 三 勝